

河合町立第一小・中学校給食調理業務

入札説明書

入札説明書

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格条件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない物であること。
- (イ) 令和6年度、7年度河合町物品・役務等入札参加資格の〇－13役務（その他）に登録されていること。
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続きの申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (オ) 河合町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成15年4月）別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当するものでないこと。
- (カ) ドライシステムの厨房設備を備える学校給食もしくは保育所（児童福祉施設）等での調理業務を平成26年4月1日から申請締切日までに契約（同一発注者で通期で3年）を締結し誠実に履行した実績があること。
- (キ) 本入札の入札参加資格確認申請時から過去3年の間に給食調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと。
- (ク) 本入札の入札参加資格確認申請時において、食中毒による事故を起こし、保健所の立入り調査を受けていないこと。
- (ケ) 製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条の規定による賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

- (コ) やむを得ない理由により学校給食調理業務の履行が継続できなくなった場合、当該第一小・中学校給食調理業務の代行履行が可能な者を確保する体制を整えていること。
- (サ) 本入札の入札参加資格確認申請時から過去1年の間に労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。
- (シ) 労働基準法その他労働関係法令をはじめ、本業務委託に関連するあらゆる法令を遵守していること。
- (ス) 全ての案件において、参加する他の入札参加者と次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

I 資本関係

- (i) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に掲げる親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号に掲げる子会社をいう。以下同じ。）の関係であること。（子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に掲げる再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。である場合を除く。）
- (ii) 親会社が同じ子会社同士の関係であること。（子会社の一方が更正会社等である場合を除く。）

II 人的関係

- (i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係であること。（会社の一方が更正会社等である場合を除く。）
 - (ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている関係であること。
- (セ) 入札公告日並びに開札終了までに、奈良県又は河合町で指名停止の措置がなされていないこと。

2 競争入札参加の手続

この入札に参加を希望する者は、次により書類を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、期限までに書類を提出しない者または競争入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(1) 書類の配布

書類は下記様式によるものとし、その様式を次のように配布します。

- ・競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・会社経歴及び業務経歴書（様式2-1及び様式2-2）
- ・資本関係・人的関係調書（様式6）
- ・誓約書（様式7）

ア 配布日 令和7年6月13日（金）から 6月26日（木）まで

(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)

イ 配布時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

ウ 配布場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部総務課契約・管財係(本庁舎2階)

エ その他 河合町のホームページからもダウンロード可能です。

(2) 書類の受付

ア 受付日 令和7年6月13日(金)から 6月26日(木)まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

ウ 受付場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部総務課契約・管財係(本庁舎2階)

エ 提出方法 書類の提出は、持参又は郵送した場合に限り受付します。
提出部数は1部とします。

※郵送の場合、受付期間内必着とします。

(3) 競争入札参加資格の審査結果の通知

審査結果については、令和7年6月30日(月)に通知します。

尚、競争入札参加資格を得ることが出来なかった者は、その理由を求めることができません。

この場合には、令和7年7月2日(水)正午までにその旨を記載した任意作成書面を河合町役場総務部総務課契約・管財係まで持参してください。

その回答は、7月3日(木)午前10時から河合町役場総務部総務課契約・管財係で行います。

(4) 競争入札参加資格確認資料

ア 1-(カ)の条件を満たす実績を確認することのできる会社経歴及び業務経歴書(様式2-1及び様式2-2(任意様式(パンフレット可))及び受託業務の契約書の写し

イ 経営状況を説明する書類

(ア) 過去2事業年度分の損益計算書又はこれに類する書類

(イ) 過去2事業年度分の貸借対照表又はこれに類する書類

ウ 1-(キ)の食中毒による行政処分を受けていないこと及び1-(サ)の労働基準法その他の労働関係法令に基づく行政処分を受けていないことを約する誓約書(様式7)

エ 1-(ケ)の生産物賠償責任保険証の写し

オ 従業員の研修計画及び実施報告書

カ 衛生管理マニュアル又はそれに代わるもの

キ 就業規則及び給与規定(労働局の受理員のあるものの写し。業務従事予定者の給与

の額がわかるものであること。)

- ク 業務従事予定者の労働条件を確認するための書類(最新の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し)
- ケ 資本関係・人的関係調書(様式6)及び登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- コ 連帯保証人に関する提出書類 ※契約締結日までに提出してください
 - (ア) 会社経歴及び業務経歴書(様式2-1及び様式2-2(任意様式パンフレット可))及び受託業務の契約書の写し
 - (イ) 誓約書(様式7)
- (5) その他
 - ア 書類の作成及び申請に係る費用は、提出者の負担とします。
 - イ 申請された書類は、返却しません。

3 仕様書の閲覧等

- (1) 閲覧日 令和7年6月13日(金)から 6月26日(木)まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 閲覧時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- (3) 閲覧場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部総務課契約・管財係(本庁舎2階)
河合町ホームページでも閲覧可能です。

4 質問及び回答

- (1) 図書に関する質疑については、質疑の有無にかかわらず、その旨を記載した書面(様式8)を電子メールにて提出してください。
 - ア 受付日時 令和7年7月1日(火)正午まで
 - イ 提出先 河合町役場 総務部総務課契約・管財係
 - ウ 提出方法 メール kanzai@town.kawai.nara.jp
- (2) 回答については、令和7年7月3日(木)午後5時までにメールにて回答します。

5 入札の手続

- (1) 入札書は、積算内訳書(様式4)と同時(同封)にて提出してください。
入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更又は取り消すことはできません。
入札は、総額金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(千円止め)を入札書に記載してください。

- (2) 積算内訳書は、示された全項目に金額を明示し、件名、商号又は名称及び代表者氏名を記載することが必要です。

積算内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 積算内訳書を作成しない場合

イ 積算内訳書の「見積金額（税抜）」欄に記載されている額と「入札書」に記載されている額が一致しない場合

ウ 積算内訳書の合計が正しくない場合

エ 各項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

- (3) 入札書と積算内訳書は、書留郵便で令和7年7月10日（木）の午後4時までに河合町役場総務部総務課契約・管財係に到着するように送付してください。

尚、内封筒の宛名については、入札公告6（2）に記載のとおりとします。

- (4) 開札は、入札書を提出した全ての入札者又はその代理人が立会をして行うものとします。立会人は、入札公告の6（4）の日時に同6（5）の場所にお越しください。代理人が立会う場合には、立会に関する委任状（様式5）を持参してください。

6 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得に違反した入札、また次のいずれかに該当する入札は無効とします。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札書に記名押印を欠くもの
- (2) 入札金額の訂正、若しくは判読し難いと認められる入札書
- (3) 入札書の誤字脱字等により、必要な事項を確認できないもの
- (4) 同一入札者がした2以上の入札
- (5) 予定価格（税抜）を超える入札
- (6) 入札書と積算内訳書の記載金額に相違のある入札
- (7) 入札書到着期限を過ぎて到着した入札
- (8) 指定の手続き以外の書類送付、又は持参された入札
- (9) その他、入札条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 入札回数は1回とします。
- (2) 予定価格（税抜）以下で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。尚、くじを辞退することはできません。

8 問い合わせ先

不明な点については、問い合わせてください。

河合町役場 総務部総務課契約・管財係（電話 0 7 4 5 - 5 7 - 0 2 0 0 内線 2 2 9）